

私立中学校等特別奨学金交付要綱

令和5年6月21日
5生私振第587号
生活文化スポーツ局長決定

第1 目的

この要綱は、私立中学校、私立特別支援学校（中学部）、私立義務教育学校（後期課程）、私立中等教育学校（前期課程）（以下「私立中学校等」という。）への修学に係る都民の授業料負担を軽減し、その修学を容易にすることを目的とする私立中学校等特別奨学金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 交付対象

この要綱による補助金の交付対象は、公益財団法人東京都私学財団（以下「財団」という。）とする。

第3 補助対象経費

補助金の交付対象とする経費は、次の事業に要する経費とする。

1 財団が行う私立中学校等授業料軽減助成金事業に要する経費のうち次の基準に基づき助成した経費

- (1) 都内及び都外の私立中学校等に在学する生徒の保護者に対して行う授業料軽減に対する助成であること。
(2) (1) の授業料軽減は、次のアからウまでの要件を満たす者を対象としたもので、補助金額は、学校法人等に納める授業料（減免措置等により授業料が減額されている場合は、当該減額後の授業料）の範囲内で生徒一人当たり100,000円以内とする。

ア 補助事業実施年度の申請時に私立中学校等の生徒の保護者であること。ここでいう保護者とは、次の（ア）から（オ）で規定する者をいう。

- (ア) 生徒の親権者
(イ) 生徒に親権者がいない場合には、生徒の未成年後見人
(ウ) 生徒の親権者及び未成年後見人が存在しない場合は、以下のいずれかの者（以下「主たる生計維持者」という。）
a 生徒を地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第9号及び第292条第1項第9号の扶養親族としている者
b 生徒を健康保険法（大正十一年法律第七十号）第3条第7項の被扶養者としている者
c 生徒に係るひとり親家庭医療費助成制度によるひとり親家庭の医療証を持っている者
d 生徒に係る児童扶養手当受給証明証を持っている者
(エ) 生徒の親権者又は未成年後見人が存在するが、就学に要する経費の負担を求めることが困難な場合は、主たる生計維持者
(オ) 親権者、未成年後見人、又は主たる生計維持者がいない場合で生徒本人が世帯主で授業料を現に負担している場合は、生徒本人
イ 補助事業実施年度の5月1日から申請時まで引き続いて、生徒及びその保護者が都内に住所を有していること。ただし、生徒が、学校の指定する寮等に入る場合や学校が認める海外留学により、都内から都外へ移り住んだ場合においては、保護者が補助事業実施年度の5月1日から申請時まで引き続いて都内に住所を有している場合は補助の対象とする。

ウ 別表に定める所得基準等に該当していること。

2 事務費

補助対象事業の実施に必要な経費（財産取得費を含む。）の合算額

第4 交付方法

補助金の交付は原則として、年2回概算払の方法により行う。

第5 交付申請書の提出

財団は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別記第1号様式）に別に定める書類を添えて知事に提出するものとする。

第6 交付の決定及び通知

知事は、第5に規定する交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を財団に対して通知する。

第7 交付決定内容の変更

1 財団は、第6の規定による通知を受けた後、交付決定内容を変更しようとするときは、変更交付申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

2 知事は、1に規定する変更交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を申請者に通知する。

第8 申請の撤回

補助金の交付の決定に際しては、交付決定の内容又はこれに付けた条件に異議がある場合は、当該決定通知の受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知するものとする。

第9 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付けるものとする。

1 補助金は、補助対象事業に要する経費に使用し、他の目的に使用してはならないこと。

2 補助対象事業は、交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならないこと。

3 補助対象事業に係る関係書類を整備し、会計年度終了後5年間保管すること。

4 知事が東京都職員に、3に規定する書類を調査させた場合又は補助対象事業について報告を命じさせた場合は、これに応ずること。

5 補助事業の遂行に当たって知り得た事実を、みだりに他に漏らしてはならないこと。

6 財団は、第5又は第10の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならないこと。

第10 実績報告書の提出

財団は、補助対象事業が完了したときは、実績報告書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

第11 補助金の額の確定

知事は、第10の規定による実績報告書が提出されたときは、当該報告書の内容を審査の上、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、財団に通知する。

第12 補助金の精算

財団は、第11に規定する通知を受けた後、概算払により交付を受けた補助金の精算をするものとする。

第13 交付決定の取消し

1 知事は、補助の決定を受けた財団が次の（1）から（7）までのいずれかに該当した場合は、補助金

の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令の規定又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- (3) この補助金の交付決定の内容又はこれに付けた条件に違反したとき。
- (4) 本要綱に基づく知事の处分若しくは指示に違反したとき。
- (5) 第5又は第10の規定により提出した書類に、不実の記載があったとき。
- (6) 第9、6に規定する報告を受けたとき。
- (7) その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じたとき。

2 1の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後にも適用があるものとする。

第14 補助金の返還

- 1 知事が、第13の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に
関し、既に補助金が交付されているときは、財団は、知事が指定する期日までに、当該取消額を返還し
なければならない。
- 2 知事が、第11の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付さ
れているときは、財団は、知事が指定する期日までに、当該超過額を返還しなければならない。

第15 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第13 1(1)から(5)までの規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消
した場合において、補助金の返還を命じたときは、財団は、当該補助金の受領の日から納付の日までの
日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を
控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除
く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が、財団に対し補助金の返還を命じた場合において、財団がこれを納期日までに納付しなかつた
ときは、財団は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パー
セントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第16 財産の管理等

財団は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について
は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければな
らない。

第17 貢産処分の制限

- 1 財団は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15
号）を勘案して別に定めた期間内においては、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使
用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- 2 1の場合において、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があったときは、その
収入の全部又は一部を東京都に納付させることができる。

第18 留意事項

補助対象事業の実施に当たっては、必要に応じ、東京都と協議すること。

第19 補 則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、東京都補助金等交付規則（昭和3

7年東京都規則第141号)に定めるところによる。

また、補助金の取扱いに関する細目については、財團において別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年度の補助金から適用する。

別表（第3関係）

区分	判定基準	補助単価																														
【区分A】	<p>次の計算式で算出する判定基準額が304,200円未満の世帯 (※1)</p> <p>【式】区市町村民税課税標準額×6%－区市町村民税調整控除相当額 (※2)</p>																															
【区分B】	<p>区分Aの基準を超過する世帯で以下の条件を満たす世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請世帯人員</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>判定基準額I</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>313,800円以下</td> <td>327,600円以下</td> </tr> <tr> <td>判定基準額II</td> <td>320,340円以下</td> <td>378,120円以下</td> <td>438,060円以下</td> <td>451,860円以下</td> </tr> <tr> <th>申請世帯人員</th><th>7人</th><th colspan="3">8人以上</th></tr> <tr> <td>判定基準額I</td><td>358,680円以下</td><td colspan="3">358,680円に1人増すごとに31,080円を加えた額以下</td></tr> <tr> <td>判定基準額II</td><td>482,940円以下</td><td colspan="3">482,940円に1人増すごとに31,080円を加えた額以下</td></tr> </tbody> </table> <p>(注1)判定基準額Iは、保護者が1人の世帯または保護者が2人の世帯で配偶者控除が適用されている世帯に適用する。</p> <p>(注2)判定基準額IIは、保護者が2人の世帯で、それぞれの保護者に収入がある世帯に適用する。(配偶者特別控除が適用されている世帯を含む)</p> <p>(注3)申請世帯人員は、保護者とその者の税法上の扶養人員とを加えた人員とする。(判定基準額IIに該当する場合は、配偶者も世帯人数に含めるものとする。)ただし、申請日の属する年の1月1日以降申請時までの間に、保護者が死亡等の理由により変更のある場合は、新たな保護者にその者の事実上の扶養人員を加えた人員をもって申請世帯人員とすることができる。この場合において、区市町村民税課税標準額等は、新たに保護者となる者の区市町村民税課税標準額等を基準とする。</p>	申請世帯人員	3人	4人	5人	6人	判定基準額I	-	-	313,800円以下	327,600円以下	判定基準額II	320,340円以下	378,120円以下	438,060円以下	451,860円以下	申請世帯人員	7人	8人以上			判定基準額I	358,680円以下	358,680円に1人増すごとに31,080円を加えた額以下			判定基準額II	482,940円以下	482,940円に1人増すごとに31,080円を加えた額以下			100,000円
申請世帯人員	3人	4人	5人	6人																												
判定基準額I	-	-	313,800円以下	327,600円以下																												
判定基準額II	320,340円以下	378,120円以下	438,060円以下	451,860円以下																												
申請世帯人員	7人	8人以上																														
判定基準額I	358,680円以下	358,680円に1人増すごとに31,080円を加えた額以下																														
判定基準額II	482,940円以下	482,940円に1人増すごとに31,080円を加えた額以下																														

※1 判定基準額の算定

共働き世帯の場合は、それぞれの保護者の判定基準額を計算し当該金額を合算して算定する。

※2 調整控除相当額

所得のある保護者が1名のみの世帯又は保護者2名に所得があり、配偶者控除を受けている世帯は1,500円とする。

保護者2名に所得があり、配偶者控除を受けていない世帯(配偶者特別控除を受けている世帯を含む)は、保護者1名につき1,500円とし、2名合計で3,000円とする。

ただし、保護者1名の課税状況を確認した場合に、所得があつても課税されていない場合は、

その保護者に係る「市町村民税課税標準額×6%－市町村民税調整控除相当額」の計算結果は0円とし、課税されている保護者の「市町村民税課税標準額×6%－市町村民税調整控除相当額」の計算結果で判定する。